

耐震化の効果的な促進

— 不特定多数の者が利用する大規模建築物(ホテル、旅館等)等の耐震化 —

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

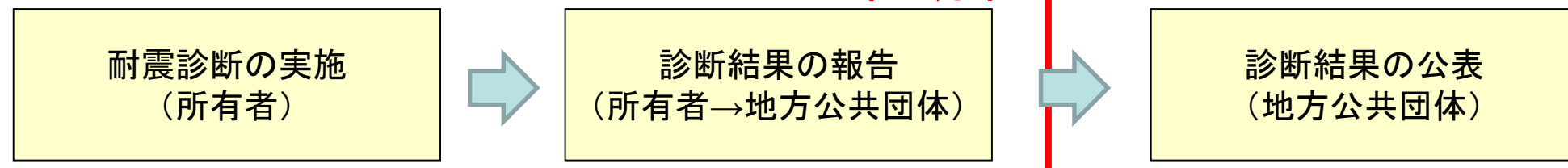
<予算関連法律、公布：平成25年5月29日、施行：同年11月25日>

1. 背景・現状

- 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標を平成27年までに90%、平成32年までに95%と設定。(現行の耐震基準は昭和56年6月に導入)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は平成25年時点で約85%となっている。平成27年の目標の達成に必要な進捗よりも約2%マイナスの状況。
- 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。

2. 改正耐震改修促進法の概要

- 建築物の耐震化の促進を図るため、平成25年に耐震改修促進法を改正。
- 本改正により、不特定多数の者が使用する大規模な建築物(延べ床面積5千㎡以上のホテル・旅館等)については、耐震診断の実施が義務付け。



耐震診断義務付け対象建築物への補助制度

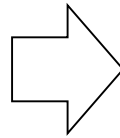
耐震対策緊急促進事業（平成25年度創設・3年間 時限の補助金）

- 改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

耐震診断への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

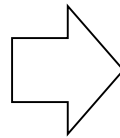
国 交付金 1/3	地方 1/3	事業者 1/3
-----------------	-----------	------------



耐震改修への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国 交付金 11.5 %	地方 11.5 %	事業者 77%
-----------------------	-----------------	------------



- ※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率1/3の補助を行う。

国 補助金 1/3	事業者 2/3
-----------------	------------

- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/2に拡充する。

国 1/2	補助金	地方 1/3~1/2	事業者 1/6~0
----------	-----	---------------	--------------

(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

- ※ 地方公共団体が国と同額の負担による1/2の支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

- ※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率11.5%の補助を行う。

国 補助金 11.5%	事業者 88.5%
-------------------	--------------

- ※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/3に拡充する。

国 1/3	補助金	地方 11.5%~1/3	事業者 55.2%~1/3
----------	-----	-----------------	------------------

(1/3=交付金11.5%+補助金21.8%)

- ※ 都道府県が改正耐震改修促進法に基づき避難所等に位置づけられれば（要安全確認計画記載建築物）、国費による実質補助率を2/5に拡充する。

国 2/5	補助金	地方 1/3~2/5	事業者 4/15~1/5
----------	-----	---------------	-----------------

(2/5=交付金1/3+補助金1/15)

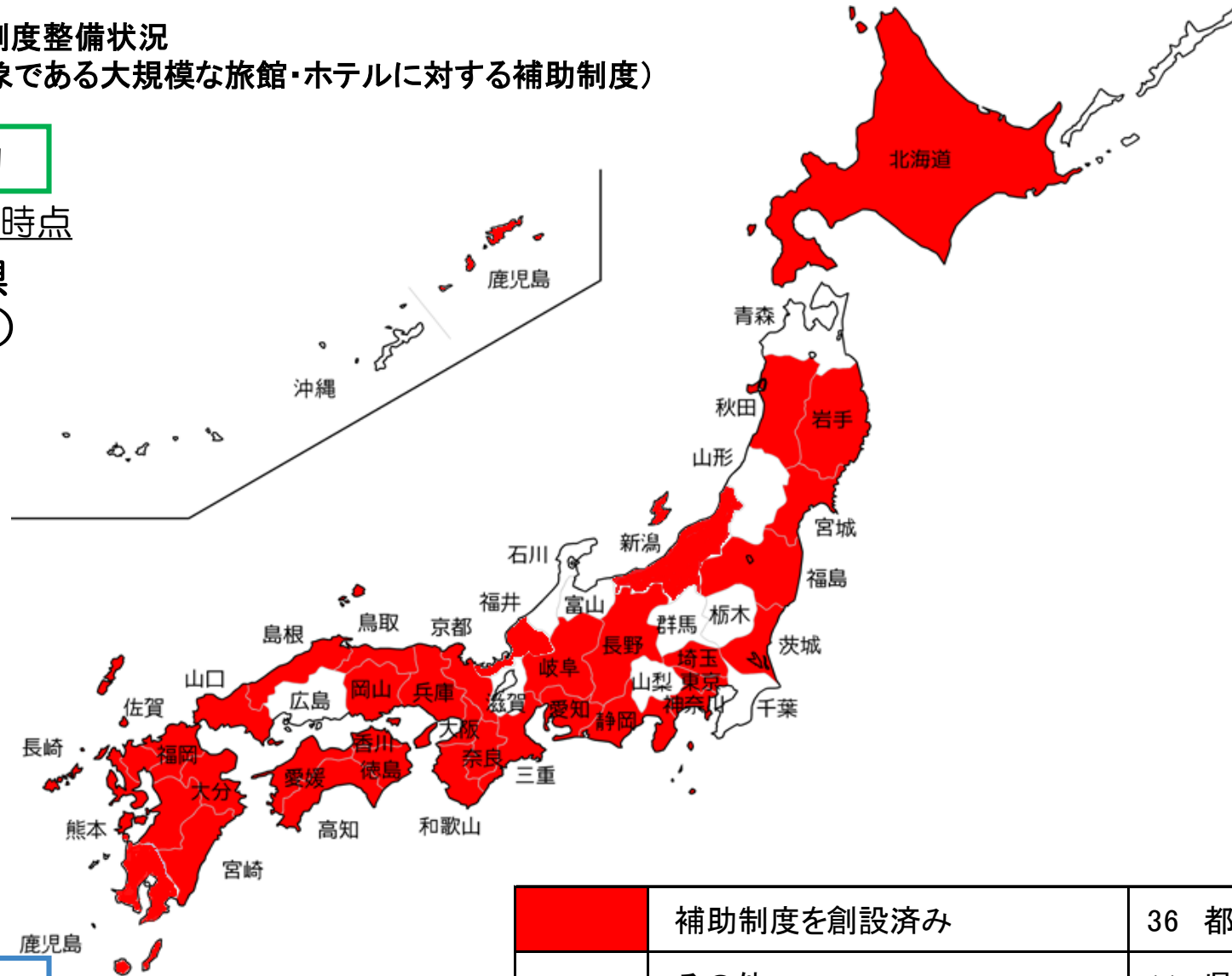
耐震診断義務付け対象である大規模な旅館・ホテルに対する補助制度整備状況

- 都道府県単位の補助制度整備状況
(耐震診断義務付け対象である大規模な旅館・ホテルに対する補助制度)

耐震改修への補助

平成27年10月時点

36都道府県
(18政令市)



	補助制度を創設済み	36 都道府県 ※
	その他	11 県

耐震診断への補助

平成27年度当初時点

47都道府県(19政令市)

※義務付け対象施設の大部分が存する市において
補助制度が整備されている府県(秋田・大阪)を含む。